

**「シティ信金 “教育資金一括贈与専用口座”」
(愛称：シティ信金 “はばたく未来”) 商品説明書**

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・シティ信金“教育資金一括贈与専用口座”(愛称：シティ信金“はばたく未来”) ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 	
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人の方 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱期間 ・2023年7月1日～2026年3月31日 (2) 預入期間 ・預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで 	
預金種類	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金(総合口座普通預金のご利用できません) 	
口座開設方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫窓口でお申込みいただけます。 ・専用口座の開設に先立ち、贈与者(祖父母さま等)と受贈者(預金者)の間で書面により贈与契約を締結していただきます。 ・専用口座の開設にあたり、受贈者(預金者)から所定の申告書(教育資金非課税申告書)・贈与契約書等を当金庫に提出していただき、当金庫と「教育資金管理契約」を締結していただきます。 	
非課税となる教育資金の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。 1. 学校等に対して直接支払われる金銭(上限1,500万円) ※学校等とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、保育所に類する施設、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの等 2. 学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの 学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。 ※学校等以外：学習塾やスポーツ教室等、文化芸術活動等 3. 対象となる費用 <ul style="list-style-type: none"> ①学校等の場合 入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等 ②学校等以外の者の場合 学習塾やスポーツ教室等に直接支払われる月謝等、通学定期券代、留学渡航費等 	
預け入れ	預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店でのみ随時お預け入れいただけます。 ※贈与契約日から、2か月以内に贈与者(直系尊属)から贈与された金銭をお預け入れいただけます。 ※ATMやお振込みによるお預け入れはできません。
	預入金額	1円以上1,500万円以下(1円単位)
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 <後払い方式> 預金者が教育資金の立て替え払いをされた後、その教育資金に係る領収書等を当金庫に提出いただいた場合に、その金額を専用口座から払い戻します。 ただし、専用口座から振込をされる場合はこの限りではありません。 ・教育資金の支払いに充当したことを証する書類(以下「領収書等」)を提出いただいた場合の払い戻しについては、贈与税の非課税措置の適用を受けることができます。(学校等以外の者に支払われたものについては500万円が上限) ・専用口座から学校等へ振込をされる場合は、授業料納付書等により、支払内容、支払先が確実なものに限定させていただきます。 ・領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については、贈与税の非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等には、支払日、金額、支払内容(例「〇〇代として」)、支払者、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)の記載が必要です。 ・領収書等は、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに提出することが必要です。1年を超えた領収書等での払い戻しは非課税措置の適用を受けることができません。 ※お引出しは、受贈者(預金者)が30歳に達する日の前日までとなります。 	

<p>預金契約の終了</p>	<p>次のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、直ちに解約いただきます。 (通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 受贈者(預金者)が30歳になられた日 ただし、預金者が30歳に達した場合においても、以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとします。受贈者が30歳に達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。 ①当該預金者が学校等に在学している場合 ②当該預金者が教育訓練給付金の支払い対象となる教育訓練を受講している場合 受贈者(預金者)が亡くなられた日 預金の残高が零となり、受贈者(預金者)と当金庫との間で契約終了の合意があった日 <p>※上記1の事由により契約が終了した場合、教育資金として使われなかった資金については、受贈者(預金者)が30歳になられた日に贈与があったものとみなし、その時点の専用口座の残高に対して、贈与税が課税されます。</p>						
<p>利息</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="228 577 360 611">適用利率</td> <td data-bbox="360 577 1503 611">・当金庫所定の普通預金金利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 611 360 645">利払方法</td> <td data-bbox="360 611 1503 645">・年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 645 360 685">計算方法</td> <td data-bbox="360 645 1503 685">・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。</td> </tr> </table>	適用利率	・当金庫所定の普通預金金利	利払方法	・年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。	計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
適用利率	・当金庫所定の普通預金金利						
利払方法	・年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。						
計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。						
<p>税金</p>	<p>・お利息には、源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税(0.315%)が付加されることにより、源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>						
<p>口座管理・取扱手数料</p>	<p>不要</p>						
<p>中途解約</p>	<p>・原則として中途解約はできません。 (上記「預金契約の終了」参照)</p>						
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>・本商品の金利は普通預金金利となります。 ・当金庫ホームページ「金利」ページの普通預金金利をご参照ください。 また、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>						
<p>苦情処理措置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある支店もしくは本部・コンプライアンス部(9:00~17:00、電話06-6201-2881)までお申し出ください。</p>						
<p>紛争解決措置</p>	<p>公益社団法人 民間総合調停センター(平日9:00~17:00 電話06-6364-7644)等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部までお申し出ください。なお、公益社団法人 民間総合調停センターに直接お申し出いただくことも可能です。</p>						
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・総合口座の開設はできません。 ・譲渡、担保提供、口座名義の変更(婚姻等の場合を除く)は認められません。 ・この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 ・非課税措置の対象となる「教育資金」の範囲および領収書等とともに提出が必要な書類については、文部科学省ホームページをご参照ください。 【文部科学省HP】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm 						

(2023年5月11日現在)